



# 文化芸術交流

## 1 日本理解促進・文化協力

### 1-(1) 日本文化紹介助成

申請書略号 QS-GPCP  
担当：文化事業部生活文化チーム

諸外国における日本文化の理解促進を目的として、日本文化の諸分野における専門家（個人または少人数編成グループ）による講演、ワークショップ、デモンストレーション等の文化事業に対して、一部経費を助成します。

**申請資格：**日本国内の個人及び団体

**助成対象事業：**以下の(1)及び(2)を満たす事業を対象とします。

(1) 事業期間：原則として1か月以内。

平成24（2012）年4月1日以降に開始され、平成25（2013）年6月30日までに完了すること。

(2) 事業形態：

日本文化（スポーツを含む）に関する講演・ワークショップ・デモンストレーション

\*市民・青少年が主体となり、日本理解を促進する事業も対象となります。

\*大学等教育機関への教授派遣や国際会議への出席は本プログラムの対象となりません。

\*展覧会、映画上映会、音楽・演劇・舞踊・民俗芸能などの舞台芸術公演を主な目的とする事業は対象となりません。「市民青少年美術交流助成」（p.13参照）、「海外公演助成」（p.14参照）、「市民青少年映像・文芸交流助成」（p.18参照）をご参照下さい。

(3) なお、平成24年度は、以下に該当する案件を特に審査において優遇します。

ア. 次の分野に該当する事業：アニメ・マンガ、食文化

イ. 次の地域に該当する事業：中南米、東欧、中東、アフリカ

ウ. 周年事業（p.4参照）

※過去の事業例はこちらをご参照ください。

<http://www.jpf.go.jp/j/culture/human/dispatch/index.html>

**助成内容：**国際航空賃（最短経路による居住地⇄事業実施地往復。ディスカウント・エコノミークラス料金）の一部。事業内容によっては、滞在費等の一部を助成することがあります。

**採用件数：**平成22年度採用状況：採用61件／応募103件

平成24年度採用予定：80件程度

**選考方針：**提出された申請書に基づき、以下のような観点から審査を実施し、採否を決定します。

(1) 必要性：事業が本プログラムの目的・趣旨に合致しているか、周年事業対象国や日本文化紹介事業実施の重点国であるか、相手国のニーズに合致しているか

(2) 有効性：事業計画の具体性、実現性（準備状況、受け入れ側の状況や体制等）、実施機関・協力機関・被派遣者等の実績、現地で期待される事業の効果（継続的・将来的な効果や他事業との相乗効果等）

(3) 効率性：巡回地数、実施回数、人員数等から見た費用対効果、資金調達や収支計画の妥当性

**申請締切⇒結果通知：**

(1) 第1回募集：平成23（2011）年12月1日（消印有効）

（対象：平成24（2012）年4月1日以降に開始し、平成25（2013）年3月31日までに完了する事業）

- ⇒結果通知 平成24（2012）年4月上旬
- (2) 第2回募集：平成24（2012）年6月1日（消印有効）  
 （対象：平成24（2012）年9月1日以降に開始し、平成25（2013）年6月30日までに完了する事業）  
 ⇒結果通知 平成24（2012）年8月上旬
- ※平成24（2012）年9月以降に予定されている事業についても、事業の詳細部分が決定していれば、第1回募集時に申請されることをおすすめします。

## 1-(2) 文化協力助成

申請書略号 QS-GPCC  
 担当：文化事業部生活文化チーム

日本が有する優れた技術や知見を活用し、相手国（開発途上国を優先）の文化芸術・スポーツ分野の活動振興及び人材育成を通じて、その国における持続可能な国際文化交流を促進し、日本に対する信頼感を醸成するため、各分野の専門家の派遣・招へいに対して一部経費を助成します。

**申請資格**：日本国内の個人及び団体（当該分野において高い専門的知識や技能を有すると認められる日本の専門家又は団体に限ります。）

**助成対象事業**：以下の(1)及び(2)を満たす事業を対象とします。

- (1) 事業期間：平成24（2012）年4月1日以降に開始、平成25（2013）年6月30日までに完了すること。
- (2) 事業内容：プログラムの趣旨・目的に合致する専門家の派遣・招へい。現地機関ないしは国内機関との連携を重視します。なお、平成24年度は、以下に該当する事業を特に審査において優遇します。

ア. 次の3つの重点分野に該当する事業：

- ①相手国の伝統文化や有形・無形文化財の保存、修復、継承
- ②相手国の美術館・博物館・劇場・文化会館等の文化機関の企画・運営の充実
- ③日本の伝統スポーツの助言・指導（柔道、空手、剣道等）

イ. 文化無償協力案件（\*3）との優良な連携事業

ウ. 紛争後や災害後の復興への文化事業を通じた協力を含む事業

\*1 過去の事業例はこちらをご参照ください。

<http://www.jpf.go.jp/j/culture/human/cooperation/index.html>

\*2 本プログラムは相手国への文化協力を目的とするものであり、専門家自らの成果発表や展覧会、音楽・演劇・舞踊・民俗芸能などの舞台芸術公演を主な目的とする事業は対象となりません。

\*3 文化無償協力案件についてはこちらをご参照ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/musho/index.html>（文化無償資金協力とは）

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index.html>（個別プロジェクト詳細情報等）

[平成22年度：本プログラムに関連する文化無償協力案件の例]

ウズベキスタンにおける文化遺産保存修復技術実技講習

マヤ文明世界複合遺産—グアテマラ・ティカル国立公園—の保存活用計画

**助成内容**：国際航空賃（ディスカウント・エコノミークラス料金）の一部。事業内容によっては、滞在費等の一部を助成することがあります。

**採用件数**：平成22年度採用実績：採用12件／応募27件

平成24年度採用予定：15～20件程度

**選考方針**：提出された申請書に基づき、以下のような観点等から審査を実施し、採否を決定します。

- (1) 必要性：事業が本プログラムの目的・趣旨に合致しているか、外交政策上の必要性（文